

○佐倉市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例（昭和六十二年十二月二十三日条例十七号）

新	旧																				
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、地方自治法第二百四十四条の二第一項の規定により、佐倉市コミュニティセンター（以下「コミュニティセンター」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第二条 市民文化の向上及び福祉の増進並びに市民の連帯意識を高め、健康で文化的な近隣社会をつくるため、コミュニティセンターを設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第三条 コミュニティセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>佐倉市志津コミュニティセンター</td> <td>佐倉市井野七九四番地一</td> </tr> <tr> <td>佐倉市西志津ふれあいセンター</td> <td>佐倉市西志津四丁目一番二号</td> </tr> <tr> <td>佐倉市和田コミュニティセンター</td> <td>佐倉市八木八五〇番地一</td> </tr> <tr> <td>佐倉市佐倉コミュニティセンター</td> <td>佐倉市宮前三丁目四番地一</td> </tr> </tbody> </table> <p>(業務)</p> <p>第四条 コミュニティセンターの業務は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 市民文化の向上及び福祉の増進を図るための施設の提供 二 会議及び集会等のための施設の提供 三 その他施設の目的を達成するために必要な業務 <p>(使用の許可)</p> <p>第五条 コミュニティセンターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付けることができる。</p> <p>(使用の制限)</p> <p>第六条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 秩序又は風紀を乱すおそれがあると認めるとき。 二 施設又は設備を損傷するおそれがあると認めるとき。 三 管理上支障があると認めるとき。 四 前各号に掲げるもののほか、市長が使用を不相当と認めるとき。 <p>(使用の許可の取消し等)</p> <p>第七条 市長は、<u>第五条第一項の規定により</u>使用の許可を受けた者（以下「使</p>	名称	位置	佐倉市志津コミュニティセンター	佐倉市井野七九四番地一	佐倉市西志津ふれあいセンター	佐倉市西志津四丁目一番二号	佐倉市和田コミュニティセンター	佐倉市八木八五〇番地一	佐倉市佐倉コミュニティセンター	佐倉市宮前三丁目四番地一	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、地方自治法第二百四十四条の二第一項の規定により、佐倉市コミュニティセンター（以下「コミュニティセンター」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第二条 市民文化の向上及び福祉の増進並びに市民の連帯意識を高め、健康で文化的な近隣社会をつくるため、コミュニティセンターを設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第三条 コミュニティセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>佐倉市志津コミュニティセンター</td> <td>佐倉市井野七九四番地一</td> </tr> <tr> <td>佐倉市西志津ふれあいセンター</td> <td>佐倉市西志津四丁目一番二号</td> </tr> <tr> <td>佐倉市和田コミュニティセンター</td> <td>佐倉市八木八五〇番地一</td> </tr> <tr> <td>佐倉市佐倉コミュニティセンター</td> <td>佐倉市宮前三丁目四番地一</td> </tr> </tbody> </table> <p>(業務)</p> <p>第四条 コミュニティセンターの業務は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 市民文化の向上及び福祉の増進を図るための施設の提供 二 会議及び集会等のための施設の提供 三 その他施設の目的を達成するために必要な業務 <p>(使用の承認)</p> <p>第五条 コミュニティセンターを使用しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、必要があると認めるときは、<u>使用承認</u>に条件を付けることができる。</p> <p>(使用の制限)</p> <p>第六条 市長は、次の各号の<u>一</u>に該当する場合は、使用を承認しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 秩序又は風紀を乱すおそれがあると認めるとき。 二 施設又は設備を損傷するおそれがあると認めるとき。 三 管理上支障があると認めるとき。 四 前各号に掲げるもののほか、市長が使用を不相当と認めるとき。 <p>(使用承認の取消し等)</p> <p>第七条 市長は、使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各</p>	名称	位置	佐倉市志津コミュニティセンター	佐倉市井野七九四番地一	佐倉市西志津ふれあいセンター	佐倉市西志津四丁目一番二号	佐倉市和田コミュニティセンター	佐倉市八木八五〇番地一	佐倉市佐倉コミュニティセンター	佐倉市宮前三丁目四番地一
名称	位置																				
佐倉市志津コミュニティセンター	佐倉市井野七九四番地一																				
佐倉市西志津ふれあいセンター	佐倉市西志津四丁目一番二号																				
佐倉市和田コミュニティセンター	佐倉市八木八五〇番地一																				
佐倉市佐倉コミュニティセンター	佐倉市宮前三丁目四番地一																				
名称	位置																				
佐倉市志津コミュニティセンター	佐倉市井野七九四番地一																				
佐倉市西志津ふれあいセンター	佐倉市西志津四丁目一番二号																				
佐倉市和田コミュニティセンター	佐倉市八木八五〇番地一																				
佐倉市佐倉コミュニティセンター	佐倉市宮前三丁目四番地一																				

用者」という。)が次の各号の**いずれかに**該当する場合は、使用の**許可**を取り消し、又は**施設の使用を制限し、若しくは**停止させることができる。

一 この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

二 前条各号の**いずれかに**該当したとき。

三 使用者が**許可**を受けた目的以外に使用し、又はその権利を他人に譲渡し、若しくは転貸したことが明らかになったとき。

2 市長は、コミュニティセンターの管理運営上、やむを得ない事情が生じた場合は、**使用の許可を取り消し、又は施設の使用を制限し、若しくは停止させる**ことができる。

3 第一項の規定により使用の許可を取り消し、又は施設の使用を制限し、若しくは停止させた場合において使用者が損害を生じても、市は、その賠償の責めを負わない。

(使用期間)

第八条 別表第一に定める施設の使用に関しては、同一使用者が同一施設を引き続き三日(佐倉市西志津ふれあいセンターの展示室については、引き続き十四日)を超えて使用することはできない。ただし、市長が支障がないと認めたときは、この限りでない。

(使用料)

第九条 使用者は、別表第一及び別表第二に定める使用料を納入しなければならない。

(使用料の減免)

第十条 市長が特に必要があると認めたときは、使用料を減額又は免除することができる。

(使用料の還付)

第十一条 既に納入した使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要と認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(特別の設備等)

第十二条 使用者は、コミュニティセンターを使用するに当たり特別の設備をしようとするときは、あらかじめ市長の**許可**を受けなければならない。

(販売行為の禁止)

第十三条 コミュニティセンター及びその敷地内においては、物品の販売その他これに類する行為をしてはならない。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(原状回復の義務)

第十四条 使用者は、その使用を終了したときは、直ちに使用場所を原状に回

号の**一に**該当する場合は、使用の**承認**を取り消し、又は使用を停止させることができる。

一 この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

二 前条各号の**一に**該当したとき。

三 使用者が**承認**を受けた目的以外に使用し、又はその権利を他人に譲渡し、若しくは転貸したことが明らかになったとき。

2 市長は、コミュニティセンターの管理運営上、やむを得ない事情が生じた場合は、**承認変更又は取消しをする**ことができる。

3 市長は、第一項に該当する使用承認の取消し等により使用者が損害を生じててもその賠償の責を負わない。

(使用期間)

第八条 別表第一に定める施設の使用に関しては、同一使用者が同一施設を引き続き三日(佐倉市西志津ふれあいセンターの展示室については、引き続き十四日)を超えて使用することはできない。ただし、市長が支障がないと認めたときは、この限りでない。

(使用料)

第九条 使用者は、別表第一及び別表第二に定める使用料を納入しなければならない。

(使用料の減免)

第十条 市長が特に必要があると認めたときは、使用料を減額又は免除することができる。

(使用料の還付)

第十一条 既に納入した使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要と認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(特別の設備等)

第十二条 使用者は、コミュニティセンターを使用するに当たり特別の設備をしようとするときは、あらかじめ市長の**承認**を受けなければならない。

(販売行為の禁止)

第十三条 コミュニティセンター及びその敷地内においては、物品の販売その他これに類する行為をしてはならない。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(原状回復の義務)

第十四条 使用者は、その使用を終了したときは、直ちに使用場所を原状に回

復しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、原状回復に要する費用を賠償しなければならない。

(損害賠償)

第十五条 使用者がコミュニティセンターの施設及び設備を損傷又は滅失したときは、これによつて生じた損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第十六条 市長は、佐倉市志津コミュニティセンター（以下「志津コミュニティセンター」という。）の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定する者（以下「指定管理者」という。）に志津コミュニティセンターの管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第十七 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 志津コミュニティセンターの施設及び設備の維持管理に関すること。
- 二 志津コミュニティセンターの施設及び設備の使用の許可に関すること。
- 三 第四条第一号及び第二号に掲げる業務の実施に関すること。
- 四 その他市長が必要と認める業務

(志津コミュニティセンターの開所時間)

第十八条 志津コミュニティセンターの開所時間は、午前九時から午後五時までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、午後九時まで開所することができる。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、開所時間を変更することができる。

(志津コミュニティセンターの休所日)

第十九条 志津コミュニティセンターの休所日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休所日を設けることができる。

- 一 毎月の第二月曜日及び第四月曜日
- 二 一月一日から同月四日まで及び十二月二十八日から同月三十一日まで

(指定管理者による使用の許可等)

第二十条 第五条から第八条まで及び第十二条の規定を指定管理者が管理する志津コミュニティセンターに適用する場合には、第五条、第六条、第七条第一項及び第二項、第八条並びに第十二条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第七条第三項中「市」とあるのは「市及び指定管理者」

復しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、原状回復に要する費用を賠償しなければならない。

(損害賠償)

第十五条 使用者がコミュニティセンターの施設及び設備を損傷又は滅失したときは、これによつて生じた損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第十六条 市長は、佐倉市志津コミュニティセンター（以下「志津コミュニティセンター」という。）の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定する者（以下「指定管理者」という。）に志津コミュニティセンターの管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第十七 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 志津コミュニティセンターの施設及び設備の維持管理に関すること。
- 二 志津コミュニティセンターの施設及び設備の使用の許可に関すること。
- 三 第四条第一号及び第二号に掲げる業務の実施に関すること。
- 四 その他市長が必要と認める業務

(志津コミュニティセンターの開所時間)

第十八条 志津コミュニティセンターの開所時間は、午前九時から午後五時までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、午後九時まで開所することができる。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、開所時間を変更することができる。

(志津コミュニティセンターの休所日)

第十九条 志津コミュニティセンターの休所日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休所日を設けることができる。

- 一 毎月の第二月曜日及び第四月曜日
- 二 一月一日から同月四日まで及び十二月二十八日から同月三十一日まで

(指定管理者による使用の許可等)

第二十条 第五条から第八条まで及び第十二条の規定を指定管理者が管理する志津コミュニティセンターに適用する場合には、第五条、第六条、第七条第一項及び第二項、第八条並びに第十二条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第七条第三項中「市」とあるのは「市及び指定管理者」

と、第八条中「別表第一」とあるのは「別表第三」とする。

(志津コミュニティセンターの利用料金)

第二十一条 使用者は、指定管理者に対し、その使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表第三に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

(志津コミュニティセンター利用料金の減免)

第二十二条 指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(志津コミュニティセンター利用料金の還付)

第二十三条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第二十四条 この条例に定めるもののほか、コミュニティセンターの**管理及び運営**に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に改正前の佐倉市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の規定により市長がした承認その他の行為及び市長に対してなされた申請その他の行為（同日以後の志津コミュニティセンターの使用に係るものに限る。）は、この条例による改正後の佐倉市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の相当規定によって指定管理者がした許可その他の行為又は指定管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。

別表第1

使用区分	使用単位	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで

(委任)

第十六条 この条例に定めるもののほか、コミュニティセンターの**管理運営**に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1

使用区分	使用単位	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
	ホール	4,830円	6,400円	7,660円	18,890円
	大会議室	1,470円	1,990円	2,310円	5,770円
	第1会議室(調理室)	840円	1,050円	1,260円	3,150円

佐倉市 西志津 ふれあ いセン ター	施設	ホール	2,620円	3,480円	4,180円	10,280円
		会議室	1,050円	1,260円	1,470円	3,780円
		展示室	1,660円	2,210円	2,660円	6,530円
	設備	ホール舞台用照 明設備	2,140円	2,140円	2,140円	6,420円
		ホール映写設備	1,570円	1,570円	1,570円	4,710円
		ホール音響設備	1,570円	1,570円	1,570円	4,710円
		ホールコンサ ート用ピアノ	1,840円	1,840円	1,840円	5,520円
佐倉市 和田コ ミュニ ティセ ンター	施設 設備	ホール	3,200円	4,270円	5,130円	12,600円
		高齢者談話室				
		ホール放送設備	940円	940円	940円	2,820円
		ホールコンサ ート用ピアノ	1,840円	1,840円	1,840円	5,520円
	施設	ホール	1,740円	2,320円	2,780円	6,840円
		音楽練習室	470円	630円	760円	1,860円
		第1会議室	210円	280円	330円	820円
		第2会議室	490円	660円	790円	1,940円

佐倉市 志津コ ミュニ ティセ ンター	施設	第2会議室	520円	630円	730円	1,880円	
		第3会議室	520円	630円	730円	1,880円	
		集会室（視聴覚 室）	630円	840円	1,050円	2,520円	
		和室1			630円		
		和室2	420円	520円	630円	1,570円	
		茶室	310円	420円	520円	1,250円	
		ゲートボールコ ート	2時間につき 1コート420円				
		多目的グラ ウンド	2時間につき520円				
		設備	ホール映写設備	1,570円	1,570円	1,570円	4,710円
			ホール放送設備	940円	940円	940円	2,820円
	視聴覚室視聴 覚設備		1,050円	1,050円	1,050円	3,150円	
	調理室調理設備		520円	520円	520円	1,560円	
	佐倉市 西志津 ふれあ いセン ター	施設	ホール	2,620円	3,480円	4,180円	10,280円
			会議室	1,050円	1,260円	1,470円	3,780円
展示室			1,660円	2,210円	2,660円	6,530円	
設備		ホール舞台用照 明設備	2,140円	2,140円	2,140円	6,420円	
		ホール映写設備	1,570円	1,570円	1,570円	4,710円	
		ホール音響設備	1,570円	1,570円	1,570円	4,710円	
		ホールコンサ ート用ピアノ	1,840円	1,840円	1,840円	5,520円	
佐倉市 和田コ ミュニ ティセ ンター	施設 設備	ホール	3,200円	4,270円	5,130円	12,600円	
		高齢者談話室					
		ホール放送設備	940円	940円	940円	2,820円	
		ホールコンサ ート用ピアノ	1,840円	1,840円	1,840円	5,520円	
	施設	ホール	1,740円	2,320円	2,780円	6,840円	
		音楽練習室	470円	630円	760円	1,860円	
		第1会議室	210円	280円	330円	820円	
		第2会議室	490円	660円	790円	1,940円	

佐倉市 佐倉コ ミュニ ティセ ンター	設	第3会議室	450円	600円	720円	1,770円
		第4会議室	460円	620円	740円	1,820円
		調理室	690円	920円	1,110円	2,720円
		和室1	240円	330円	390円	960円
		和室2			390円	
	設 備	ホール音響設備	1,570円	1,570円	1,570円	4,710円
		ホール舞台用照 明設備	2,140円	2,140円	2,140円	6,420円
		ホールコンサー ト用ピアノ	1,840円	1,840円	1,840円	5,520円
		調理室設備	1,040円	1,040円	1,040円	3,120円
		水屋設備	160円	160円	160円	480円

備考

- 1 佐倉市佐倉コミュニティセンターの和室2は、午前9時から午後5時まで、市内在住の60歳以上の者に無料で開放する。
- 2 展示室を使用する場合において、当該使用期間の中にコミュニティセンターの休所日があるときは、当該休所日に係る使用料は、徴収しない。
- 3 高齢者談話室は、市内在住の60歳以上の者に無料で開放する。
- 4 市内在住者以外の者が使用する場合は、使用単位における使用料（以下「単位使用料」という。）の10割の額を割増使用料として別に徴収する。
- 5 入場料及びこれに類するものを徴収して使用し、又は営利を目的として使用する場合は、単位使用料の20割の額を割増使用料として別に徴収する。
- 6 使用単位を超過した場合又は使用単位に記載された時間以外の使用を認めた場合は、1時間（1時間未満の場合は、1時間とみなす。）につき、その利用が午後1時までのときは午前9時から正午までの欄に、午後1時から午後6時までのときは午後1時から午後5時までの欄に、午後6時以降のときは午後6時から午後9時までの欄にそれぞれ規定する額から算定した1時間当たりの額を使用料（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）として徴収する。この場合において、割増使用料の対象となるときは、当該使用料に併せて徴収する。

佐倉市 佐倉コ ミュニ ティセ ンター	設	第3会議室	450円	600円	720円	1,770円
		第4会議室	460円	620円	740円	1,820円
		調理室	690円	920円	1,110円	2,720円
		和室1	240円	330円	390円	960円
		和室2			390円	
	設 備	ホール音響設備	1,570円	1,570円	1,570円	4,710円
		ホール舞台用照 明設備	2,140円	2,140円	2,140円	6,420円
		ホールコンサー ト用ピアノ	1,840円	1,840円	1,840円	5,520円
		調理室設備	1,040円	1,040円	1,040円	3,120円
		水屋設備	160円	160円	160円	480円

備考

- 1 **佐倉市志津コミュニティセンターの和室1及び佐倉市佐倉コミュニティセンターの和室2は、午前9時から午後5時まで、市内在住の60歳以上の者に無料で開放する。**
- 2 展示室を使用する場合において、当該使用期間の中にコミュニティセンターの休所日があるときは、当該休所日に係る使用料は、徴収しない。
- 3 高齢者談話室は、市内在住の60歳以上の者に無料で開放する。
- 4 市内在住者以外の者が使用する場合は、使用単位における使用料（以下「単位使用料」という。）の10割の額を割増使用料として別に徴収する。
- 5 入場料及びこれに類するものを徴収して使用し、又は営利を目的として使用する場合は、単位使用料の20割の額を割増使用料として別に徴収する。
- 6 使用単位を超過した場合は、1時間（1時間未満の場合は、1時間とみなす。）につき、当該単位使用料及び割増使用料の合計額の3割の額を超過使用料として別に徴収する。

別表第2

使用区分			使用単位	午後1時から 午後8時30分まで
佐倉市佐倉コ ミュニティセ ンター	市民風呂	小学校就学前の 者	1回につき	無料（無料）
		小学生及び中学 生	1回につき	150円（225円）
		一般	1回につき	300円（450円）
		60歳以上の者	1回につき	200円（300円）

備考 括弧内の額は、市内在住者以外の者が使用する場合の額とする。

別表第3

使用区分		使用単位	午前9時 から 正午まで	午後1時 から 午後5時 まで	午後6時 から 午後9時 まで	午前9時 から 午後9時 まで
佐倉市 志津コ ミュニ ティセ ンター	施設	ホール	4,830円	6,400円	7,660円	18,890円
		大会議室	1,470円	1,990円	2,310円	5,770円
		第1会議室（調 理室）	840円	1,050円	1,260円	3,150円
		第2会議室	520円	630円	730円	1,880円
		第3会議室	520円	630円	730円	1,880円
		集会室（視聴覚 室）	630円	840円	1,050円	2,520円
		和室1			630円	
		和室2	420円	520円	630円	1,570円
		茶室	310円	420円	520円	1,250円
		多目的グラウンド	2時間につき520円			
	ホール映写設備	1,570円	1,570円	1,570円	4,710円	

別表第2

使用区分			使用単位	午後1時から 午後8時30分まで
佐倉市佐倉コ ミュニティセ ンター	市民風呂	小学校就学前の 者	1回につき	無料（無料）
		小学生及び中学 生	1回につき	150円（225円）
		一般	1回につき	300円（450円）
		60歳以上の者	1回につき	200円（300円）

備考 括弧内の額は、市内在住者以外の者が使用する場合の額とする。

設備	ホール放送設備	940円	940円	940円	2,820円
	視聴覚室視聴覚設備	1,050円	1,050円	1,050円	3,150円
	調理室調理設備	520円	520円	520円	1,560円

備考

- 1 佐倉市志津コミュニティセンターの和室1は、午前9時から午後5時まで、市内在住の60歳以上の者に無料で開放する。
- 2 市内在住者以外の者が使用する場合は、使用単位における利用料金（以下「単位利用料金」という。）の10割の額を割増利用料金として別に徴収する。
- 3 入場料及びこれに類するものを徴収して使用し、又は営利を目的として使用する場合は、単位利用料金の20割の額を割増利用料金として別に徴収する。
- 4 使用単位を超過した場合又は使用単位に記載された時間以外の使用を認めた場合は、1時間（1時間未満の場合は、1時間とみなす。）につき、その利用が午後1時までの場合は午前9時から正午までの欄に、午後1時から午後5時までの場合は午後1時から午後5時までの欄に、午後時以降の場合は午後6時から午後9時までの欄にそれぞれ規定する額から算定した1時間当たりの額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）を使用料として徴収する。この場合において、割増利用料金の対象となるときは、当該利用料金に併せて徴収する。